

平成28年第5回佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

平成28年7月11日（月曜日）

議事日程（第1号）

平成28年7月11日（月）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第100号
- 第 4 （総務常任委員会付託案件）
議案第100号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22名）

1番	北	啓	君	2番	宇	治	沙	耶	花	君
3番	室	岡	啓	史	4番	広	瀬	大	海	君
5番	上	杉	育	子	6番	山	田	伸	之	君
7番	荒	井	眞	理	8番	駒	形	信	雄	君
9番	渡	辺	慎	一	10番	坂	下	善	英	君
11番	大	森	幸	平	12番	高	野	庄	嗣	君
13番	中	川	直	美	14番	中	川	隆	一	君
15番	中	村	良	夫	16番	佐	藤		孝	君
17番	猪	股	文	彦	18番	近	藤	和	義	君
19番	祝		優	雄	20番	竹	内	道	廣	君
21番	金	田	淳	一	22番	岩	崎	隆	寿	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	三	浦	基	裕	君	副市長	藤	木	則	夫	君
副市長	伊	藤		光	君	総合政策監	池	町		円	君
総務課長 選挙管理委員会 兼事務局長	渡	邊	裕	次	君	総合政策長 総課	渡	辺	竜	五	君
財務課長	池	野	良	夫	君	農林水産長 農課	伊	藤	浩	二	君

代表委員
監査委員

渡部直樹君

監査委員長
事務局長

計良隆弘君

事務局職員出席者

事務局長

村川一博君

事務局次長

本間智子君

議事調査係
議長

太田一人君

議事調査係

杉山雅浩君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（岩崎隆寿君） おはようございます。ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、平成28年第5回佐渡市議会臨時会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（岩崎隆寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今臨時会の会議録署名議員は、8番、駒形信雄君及び10番、坂下善英君を指名いたします。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（岩崎隆寿君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 今臨時会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、中川隆一君。

〔議会運営委員長 中川隆一君登壇〕

- 議会運営委員長（中川隆一君） おはようございます。去る7月7日に議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期及び会期日程について協議をいたしましたので、ご報告をいたします。
- 会期につきましては、本日1日といたします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。この後、議案の上程、質疑、常任委員会付託を行い、常任委員会の審査に入ります。常任委員会の審査が終了し次第、当該報告書を配付し、委員長質疑等の受け付けの後、議会運営委員会を開催し、本会議を再開いたします。本会議の再開時間は、総務常任委員会の進捗状況を見て決定し、事務局より周知をさせます。本会議再開後は、委員長の報告、採決等を行います。

以上であります。

- 議長（岩崎隆寿君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日に決定いたしました。

日程第3 議案第100号

- 議長（岩崎隆寿君） 日程第3、議案第100号についてを議題といたします。
- 市長から提案理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第100号 個別外部監査契約の締結について。

本案は、個別外部監査契約を締結するに当たり、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。よろしく審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩崎隆寿君） これより質疑に入ります。

議案第100号 個別外部監査契約の締結についての質疑を許します。質疑はありますか。

荒井真理さん。

○7番（荒井真理君） この個別外部監査契約締結は、中身はいわゆるビッグフィッシャーの件についてということでお聞きしています。この件について、今までも議会の中で何度も取り上げさせていただきました。3月議会の直前に告発文というものが出され、その中に市長がこのビッグフィッシャーの事件にかかわる当初にかなりご意見をされたというようなことが書かれていました。今回の事件について外部監査に出すということは、非常に佐渡市にとっても痛い話ではないかというふうに感じております。ただ、外部監査に出すからには、この3月議会前に出された告発の中にあるような、本当にもしかしたら市長についても追及しなければいけない、そういう痛い部分も含まれると思いますが、そういうことについてもきちんと監査していただく、そのような内容に入っているのかどうか、まずお伺いさせてください。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

今回の外部監査につきましては、ビッグフィッシャーの一連の補助金の手続に関して、補助金適正化法を始めとする本来あるべき法令、要綱と照らし合わせた上で、交付基準の汎用規準の提言を求めるということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質疑を許します。

荒井真理さん。

○7番（荒井真理君） ちょっと今のご説明ではよくわからなかったのですが、例えば昨年佐渡市の不祥事が何件かありました。その検証するということで、検証委員会も立ち上げられました。市民は、きちんと原因解明からするのだと期待していましたが、原因解明というよりも、今後どうしようかという方針がある程度出すためだけのものだったという印象が非常に強かったです。佐渡市がやる検証というのはその程度かという市民の中でのがっかり感というものが今でも残っています。今回外部監査に出すというのは、これ一応予算が250万円ということが盛られています。これは、市民にとって半端でない数字だと。この250万円をかけるのに、また同じように、きちんと原因解明もしないで、今後こうしますというありきたりの方針が出るのであれば、この250万円は認められないというのが市民の感情です。ですから、一番痛いところは、やはり前市長がどうかかわられたのかということだと、これがある意味では組織の体質を改善しなければいけないという根本的な今度佐渡市に対する提言にもつながっていくかと思えます。この点についてももう一度ご答弁お願いしたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊裕次君） 現在刑事のほうの公判をやっておる部分があります。先週お一人判決が出ましたけれども、こちらでいわゆる刑事罰という部分の刑事公判をやっているという側面が1つありますし、我々がこれから外部監査の中でしっかり検証したいと思っておりますのは、刑事公判でやっていることと同じことをやるわけではありませんで、一連の補助金の手続、これについて今後このようなことがないように、ビッグフィッシャーのものを十分手続を検証した上で、本当に正しいやり方だったのかどうか。それから、ある程度の裁量というものが認められておりますので、この裁量の範囲の中で実際の事務はやってきておりますけれども、結果としてこのような事態になっているわけでありますから、その辺についても裁量の範囲というものをもう少し厳格に見きわめていきたいということでありまして、結局刑事公判でやっている部分とは別の次元での補助金の手続、これを来年度以降また適正にやっていくためのしっかり提言をいただいて、検証していきたいというものでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質疑を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） 何度も同じことを言うようですけども、結局これ法にのっとっているか、のっとっていないかという判断だけではなくて、組織の体質というものもあると思うのです。これ、いいですよ。法的にどうだったのかということ、それはもちろん出していただければいいと思います。しかし、それだけで、さあ、これからこのような事件は起こらないはずだと、再スタートできますということ、私はもう佐渡市はこれだけ不正や不祥事が出ているときに、根本的なところにきちんと触れますと言わなければ、この250万円は市民には認められる内容にはならないと、このように考えていると。それについては、かかわった全ての人についてきちんと、法的手続という枠を超えて、かかわった全ての方々の言動についても触れる必要があると。そうでなければ、市民はこの250万円は納得できないと。この点についてもう一度よくご答弁いただきたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

三浦市長。

○市長（三浦基裕君） ご説明いたします。

今回の個別外部監査の要求内容、要旨等の中で箇条書きがあります。当該業者であるビッグフィッシャー社を補助対象者としたことの経緯と正当性というのも一つの監査の要求内容です。さらに、市の補助金交付決定にかかわる補助対象者の信用調査等の要否、適否等という項目も依頼しております。さらに、ビッグフィッシャー社による補助事業の継続が困難となった際の他事業者への継承手続の適否という部分も分析依頼しております。この3項目の中身で、今荒井議員がご指摘になった部分に対する回答が、ある程度具体的な回答が得られるものというふうに思っております。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） それでは、幾つかお尋ねをいたします。

今の市長の答弁にもかかわってですが、この外部監査というのは全国的にも地方自治体の中で広がってきていますし、この種の補助金に関する外部監査報告というのも、腐るほどとは言いませんが、かなりの

数出ています。そんな中で、今話があった不正受給で事件、事案になっているのを事例として外部監査を出すということなのですが、そこで幾つかお尋ねをしたいと思います。

1つは、きょう代表監査委員も来ているので、お尋ねをしますが、監査委員会からの意見については、外部監査契約を締結することについて、異存はないということなのですが、外部監査というのは今の監査とお互いに補完し合って、いい結果を出すものだというふうに私は思っているのですが、異存はないというところをもうちょっと詳しく教えていただければというふうに思います。

2点目です。先ほど市長が言ったことについてお尋ねをします。1つは、先ほど言ったビッグフィッシャー社を佐渡に誘致し、補助対象者としたことの経緯と正当性、それともう一つは継承手続の適否、何かわからなかったけれども、経緯と正当性のことでいうと、これ不当だったという場合はどうするのか。もう一つのやつは、現在事業を継承してやっていますよね。議会ではそのとき、やめたほうがいいのではないかという議論もあったのだけれども、継承したと。この継承手続の適否だから、結果として、だめだったというときは、今の事業そのものの根底が崩れるわけで、そのことを一体どうされるつもりなのかということをお尋ねをしておきたい。

それと、もう一つは、どこの外部監査の報告でも出ているのですが、地方自治法の第232条の2、公益上必要がある場合において寄附あるいは補助ができると、これはある意味オールマイティー規定でもあって、そのときの政策の分野で、市長が認める、議会が認める、そして客観性が一定程度あるということの中で補助を認めるということが大枠ではあると思うのです。だけれども、余り細部に細かく縛り過ぎると、この規定がなかなか難しいものになっていくのではないかと思うのだけれども、その辺はどのように考えているのか、以上お尋ねをしたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

渡部代表監査委員。

○代表監査委員（渡部直樹君） 今のご質問に対してお答えします。

個別外部監査契約における契約の相手方、支払い限度額の根拠、契約期間の根拠について、総務課に回答を求め、審査した結果、異論がないということの結論に至りました。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

補助対象者としたことの経緯と正当性ということですが、不当ということになった場合どうなのかという今仮のことにはちょっとお答えはしにくい状況でございます。

それから、公益上の必要ということで、そもそも補助、負担金については当然公益上の必要に応じて支出をするという大原則でございますので、当然それに沿って各補助金交付要綱とか交付規則がありますので、その中で支出をしてきたということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 今の関係です。結論が出ないとわからないというのではなくて、佐渡に誘致をし、

補助対象者としたことのこれが不当性が出る可能性あるわけです。事件にもなっているから。それから、もう一つ、継承手続の適否、今継承しているのです。これ抜きにはこの問題、私、捉えることできないと思うのです。結果として補助対象者としたことが、これやっぱり不当でした、どう考えても断念すべきだったものを継承したというこの手続、これは適当ではなかったという結論が出れば、出ることを当然想定しなければだめではないですか。あえて今事件ともなっているこの問題をしてやったのだらうと思うのだけれども、そういうものではないですか。今検討中なので、コメントは差し控えますというような話ではないだらうというふうに思う。その点1つ。

もう一つ、このときに、ほかの議員も言っていますが、離島流通効率化事業についてはこの事業だけではなくて、ほかにも事業があったではないですか。このときの経緯でいうと、国の前倒しの予算で、それ行けどんどんというのがある、ばたばたと決まったはず。私、本会議、その質疑もやっているのだけれども。ほかとの事業との関係も私は大いにあるのではないかと思うのです。今事件となっている問題だけではなくて、ワンセットとしてきたものを割り振ったのだから。その辺は、あなた方どう考えているのですか。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

渡邊総務課長。

○総務課長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

先ほどの正当性という部分につきましては、当然補助手続上、適当なものということで進めてきたわけでありまして、その中では見積書の問題もありましたが、十分に交付決定が出せるものというようなことも含めて、裁量の範囲という中で進めてきたということでございます。先ほどの第232条の2の公益性の必要も含めて、正当なものということで裁量の範囲で進めてきたものでありまして、このような結果になったことを踏まえて、しっかりもう一度その辺の手続、決定手続を検証して、次につなげていきたいというものでございます。したがって、今回の提言を受けまして、このビッグフィッシャーに限らず、ほかの補助事業についてもしっかり汎用規準等つくって、改善ができるようにしていきたいということでございます。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

伊藤農林水産課長。

○農林水産課長（伊藤浩二君） ご説明をいたします。

現在事業が継承されていることについて、不当であるという結果が出たらどうなるのかというご質問でございまして、この承継手続につきましては国にも申請をいたしまして、私ども事務手続としては適正に行われていると判断しております。ただ、その中で私どもが今まで国等にも報告してこなかった新たな事実とかが出るのであれば、今中川議員おっしゃられるような想定もございまして、当然私ども全くこの事務手続に、今総務課長も申しました裁量の範囲はあったとしても、瑕疵はないと思っております。

また、離島流通効率化事業、全部で5つの事業がセットになっております。国のほうの査定等でもそれぞれの事業ごとに査定を受けておりますので、お尋ねの趣旨がもしこの5つのうち1つが何かしらだめになったときに、ほかの4つにも影響するのではないかというお尋ねであれば、そういうような指導等は現

在のところは受けておりません。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 今回の農林水産課長の話だと、多分外部監査に出したって何ら不当性もなければ問題がないのだよということで、問題がないことを証明するために出すように私は受け取ったわけです。そうではなくて、三浦市長は、この間の中で、やっぱり問題があったのではないだろうか、これうみを出すべきなのではないだろうかということで、これ外部監査やるのだというふうに思うのです。そこは大きく違うのではないか。少なくともあなた方が議会に示した資料を見ても、そういう中身になっているし、と思うのだが、そこはどうなのかということが1つ。

それと、もう一つ、せっかくですから、代表監査委員、例えば監査の職務として、例えばさっき言ったように不当性があった場合、あるいは継承の手続の適否で否だった場合、これはどのように考えるべきだというふうにお考えですか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 説明を許します。

伊藤農林水産課長。

○農林水産課長（伊藤浩二君） ご説明いたします。

私の言い方がやはり言葉足らずで、そのように受け取られてしまったかもしれません。もちろん私ども事務を行う上で、適正と判断して、裁量の範囲の中で判断をしておるわけですがけれども、先ほど申されました地方自治法第232条の2では公益に資するという大きな枠組みでしか言っておりません。では、その中で手続の中でも裁量はあるわけですがけれども、それを今度の外部監査の中で、それは裁量の判断が違うよとか、そこはもうちょっとちゃんと規範をつくらなければいけないのだ、課長等の職責で決定できるものではないとか、そういうようなご指摘等はやはり出てくるのだろうなどは当然思っております。私どもがもう全く何の瑕疵もかけらもないという意味合いで言ったものではございません。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

渡部代表監査委員。

○代表監査委員（渡部直樹君） 監査の結果、監査が否であった場合どういうふうな形になるかということなのですけれども、その結果に対しては公表すべきであると考えますし、その内容につきましては監査委員として意見を述べるということが出来ますので、その監査の内容を検討いたしまして、また意見をさせていただきたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 質疑なしと認めます。

議案第100号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第100号については、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

ここで、休憩します。

午前10時22分 休憩

午後 2時27分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 （総務常任委員会付託案件）

議案第100号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第4、これより総務常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、山田伸之君。

〔総務常任委員長 山田伸之君登壇〕

○総務常任委員長（山田伸之君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第100号 個別外部監査契約の締結について。本案は、適正な補助金事務の汎用規準の方向性における提言を求めるための個別外部監査契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。1、当該監査結果をどのように市政へ活用していくのかについて、市民に対しわかりやすく示すこと。

2、当該監査が経費に見合うものとなるよう精査すること。

以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） これより議案第100号 個別外部監査契約の締結についてに関する委員長質疑に入ります。

荒井眞理さんの委員長質疑を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） ただいまの委員長報告に対して質問をさせていただきます。

今回の事業については、監査に250万円の経費をかけると、この経費に見合わないと思うことがあったのか、何が委員会の中で問題になったのか、お聞かせください。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

総務常任委員長、山田伸之君。

○総務常任委員長（山田伸之君） 荒井議員の質問にお答えをいたします。

経費に見合うという意見についてであります。この意見の趣旨は、250万円も経費をかけるのだから、執行部に対し監査要求の目的が達成されるようにしっかりやってほしいという意味でつけたものであります。

以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 質疑を許します。

荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） この議案が出てから何度もやりとりをさせていただきながら、どうもかみ合わないという印象が拭えなくて、私も先ほど委員会は傍聴させていただきましたけれども、議会がこの250万円を出すのに求めているのは、ビッグフィッシャーの事件の真相究明なのであって、手続上どうだったのかと、そういうことではないと思うのですけれども、議会が求める真相究明というところ、ここは問題にならなかったのでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

総務常任委員長、山田伸之君。

○総務常任委員長（山田伸之君） 荒井議員の質問にお答えをいたします。

現在刑事裁判の公判も並行して進んでおりますが、今回の外部監査では、刑事裁判では踏み込まない補助金事務の適正化の観点から監査を考えると執行部からの答弁がありました。費用対効果の面から、いかななものかとさまざまな意見も出されましたが、最終的には執行部の答弁を了としたものであります。以上でございます。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第100号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第100号 個別外部監査契約の締結についての討論に入ります。

荒井眞理さんの反対討論を許します。

荒井眞理さん。

〔7番 荒井眞理君登壇〕

○7番（荒井眞理君） 議案第100号 個別外部監査契約の締結についての反対討論をいたします。

まず冒頭に、私はこの外部監査制度そのものは、市民も求められるようになってきているものであり、この条例が制定されたこと自体は歓迎しております。そして、今回の刑事裁判にも発展しているビッグフィッシャー事件にこの外部監査要求を当てはめるとということ自体も私はいいと思っております。

ただ、この間のやりとりの中で、どうもじっくりこないと、一体何が違うのかなということで、先ほども委員会を傍聴させていただきました、はっきりしてきたことは、今回このビッグフィッシャー事件、逮捕者を4人も出すという事件になるにもかかわらず、手続上は間違いはなかったのではないかと思っていると、瑕疵はなかったと思っている、そういう認識の中で、しかしどこが悪かったのかな、教えてもらいたいなど、こういう印象が拭えません。そうすると、この250万円というのは一体誰のための支出になるのかと。市民が本当に知りたいことではなく、執行部のお勉強のための授業料なのかなと、そういうふうにする聞こえてきます。これは、私には、執行部には今監査をしてもらう時期というよりも、執行部が受け身で、何か教えてよと言っているように聞こえてきます。これからさらにマニュアルを完備すれば、さらに事件を起こすような可能性は低くなるのだと、それはそうかもしれません。しかし、それも含めて、受け身なのではないかなと。この委員会審査を聞いている中で、佐渡市が外部監査に特に留意して分析することとして求めているものの中に、当該事業者であるビッグフィッシャー社を佐渡に誘致し、補助対象者としたことの経緯と正当性というものも含まれています。そうすると、これがもし不当だった場合はどうするのですかと聞いても、自分たちがここを監査してもらうにもかかわらず、不当だった場合どうするかということも全く考えておられない、これも受け身なのではないかと思えます。そして、今公判の結

果は全て出ていません。でも、公判の結果はそれはそれ、こちらはこちらと、それはそうかもしれませんが、私には、これは今時期尚早なのではないかなと。もう少し執行部としてこの事件について、自分たちが本来さらうべきであった法律あるいは要綱などを照らし合わせた上で、一体何が自分たちにとって瑕疵の可能性があるのか、せめてそのぐらいのことはさらい出して、それから監査にかけるべきだと。我々には瑕疵はなかったと思う、何がおかしかったのか教えてください、このような形に聞こえる中で、市民が250万円を出すということは、私は市民が納得のいくところにはならないと考えます。このような考えを持って、私はこの議案第100号の議案に対して反対をいたします。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第100号に対する討論を終結いたします。

これより議案第100号 個別外部監査契約の締結についての採決に入ります。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

平成28年第5回佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 2時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 岩 崎 隆 寿

署 名 議 員 駒 形 信 雄

署 名 議 員 坂 下 善 英